

# お子さまの定期予防接種のお知らせ

令和5年4月よりお子さまの定期予防接種が一部変更となりました。

四種混合予防接種の対象年齢が生後2か月から7歳6か月までとなり、今までよりも1か月早く接種を始めることができるようになりました。

お子さんが予防接種を始めるころは接種するワクチンの数が多く、スケジュールがわかりにくくなりますが、四種混合ワクチンが早く接種できることになったため接種計画が立てやすくなりました。

HPV(ヒトパピローマウイルス)感染症予防接種の公費対象ワクチンにシルガード9(組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン)が追加となりました。

9価ワクチンの接種方法は以下の通りです

## 3回接種の場合

2か月の間隔をおいて2回目を接種後、1回目の接種から6か月の間隔をおいて1回(この間隔で接種できなかった場合は1か月以上の間隔をおいて2回目を接種し、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて1回行う)。

## 2回接種の場合

1回目の接種を15歳の誕生日の前日までに済ませた場合、5か月以上の間隔をおいて2回目を接種

お母さんが赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力(免疫)は、生後12か月までにほとんど自然に失われていきます。そのため、この時期を過ぎると、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。

お子さんは発育と共に外出の機会やほかの人と接触する機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。予防接種に対する正しい理解の下で、お子さんの健康にお役立てください。



予防接種を受ける時はお子さんの日頃の様子をふまえて予診票に記入しましょう。接種を受ける時は医療機関への事前予約が必要です。母子手帳を必ず持参してください。

お子さんが対象となる定期予防接種については  
飯塚市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.iizuka.lg.jp/kenko/kenko/yobosesshu/index.html>

飯塚市 予防接種



## ●予防接種に関する問合せ先

感染症対策室 0948-22-0380 (☎内線2165・2166) FAX 0948-25-8994